

令和2年11月18日

まちづくり委員会資料

令和2年第6回定例会 専決処分の報告について

報告第22号

市長の専決事項の指定について第6項による専決処分
訴えの提起について

まちづくり局

報告 訴えの提起について

1 被告の氏名等

No.	区分	被告の氏名	居住の開始	備考
1	使用料滞納者	** **	H31. 2. 22	○滞納月数・滞納額 10 か月分・353,864 円
2	不正入居者	** **	H12. 4. 20	○不正入居となった日 H30. 5. 11

2 市営住宅の明渡しを求める理由

ア 使用料滞納者

使用料を3か月以上滞納し、かつ、市の納付指導にもかかわらず使用料を納付せず、明渡請求以外に滞納解消を図ることができないと判断したため

イ 不正入居者

使用者の死亡以降、市営住宅を権原なく占有するに至り、本市の再三にわたる明渡しの要求にも関わらず、これに応じず退去しないため

3 市営住宅の明渡手続の主な経過

対象者について、川崎市営住宅等明渡請求審査会に付議し、明渡請求を行う旨を決定した後、使用料滞納者にあつては、市営住宅明渡請求予告通知書を送付して使用料の納付を求めたが、納付しなかったため、市営住宅明渡請求書を送付して賃貸借契約を解除し、市営住宅を明渡すよう請求した。

不正入居者にあつては、市営住宅明渡請求書を送付して賃貸借契約を解除し、市営住宅を明渡すよう請求した。

No.	明渡請求予告通知年月日	明渡請求年月日	明渡期限	訴え提起年月日
1	R 1. 8. 22	R 1. 11. 29	R 2. 3. 3	R 2. 9. 25
2	—	R 1. 9. 13	—	R 2. 10. 2

※ 訴え提起件数 (参考)

平成30年度 20件、令和元年度 9件、令和2年度 3件(10月末現在)